

個人情報の取り扱いに関する重要事項（新旧対照表）

※「現行」欄の下線部分は、削除となった箇所です。

同様に、「改定後」欄の赤字下線部分は、改定または追記となった箇所です。

現行（2025 年 3 月版）	改定後（2025 年 12 月版）
3. <u>個人信用情報機関の利用および登録</u> (1)<u>本会員および本会員として入会を申し込まれた方（以下、あわせて「本会員等」といいます。）の支払能力の調査のために、両社はそれぞれ加盟する個人信用情報機関（以下「加盟個人信用情報機関」といいます。）および当該機関と提携する個人信用情報機関（以下「提携個人信用情報機関」といいます。）に照会し、本会員等の個人情報が登録されている場合にはこれを利用します。なお、登録されている個人情報には、加盟個人信用情報機関および提携個人信用情報機関が独自に収集し登録した情報を含みます。</u> (2)<u>加盟個人信用情報機関に、本会員等の本契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報および当該機関が独自に収集した情報が、「登録情報および登録期間」表に定める期間登録されることで、当該機関および提携個人信用情報機関の加盟会員に、これらの登録に係る情報が提供され、自己の与信取引上の判断（本会員等の支払能力の調査または転居先の調査。ただし、割賦販売法および貸金業法等により、支払能力に関する情報については支払能力調査の目的に限り</u><u>ます。）のために利用されます。</u> (3)<u>加盟個人信用情報機関に登録されている個人情報について、個人情報の正確性および最新性の維持、苦情処理、加盟会員に対する規制遵守状況のモニタリング等加盟個人信用情報機関における個人情報の保護と適正な利用確保のために必要な範囲において、加盟個人信用情報機関および当該機関の加盟会員は個人情報を相互に提供し、利用します。</u>	3. <u>信用情報機関が保有する信用情報の利用および信用情報機関への信用情報の提供</u> (1)<u>信用情報機関が保有する信用情報の利用に関する同意</u> <u>①両社は、本会員および本会員として入会を申し込まれた方（以下、あわせて「本会員等」といいます。）の本人を特定するための情報（氏名、生年月日、電話番号、本人確認書類の記号番号等、住所、等）を、当社が加盟する信用情報機関*およびこれと提携する信用情報機関（以下、「提携信用情報機関」といいます。）に提供し、本会員等に関する信用情報（（3）①に定める情報をいいます。以下同じ。）をこれら信用情報機関に照会します。</u> <u>②上記①の照会により、これら信用情報機関に本会員等および当該本会員等の配偶者の信用情報が登録されている場合は、当該信用情報の提供を受け、本会員等の支払能力・返済能力の調査のために利用します。</u> <u>* 個人の支払能力・返済能力に関する信用情報を、当該機関に加盟する事業者（以下「加盟事業者」といいます。）に提供することを業とするものをいいます。</u> (2)<u>信用情報機関への信用情報の提供に関する同意</u> <u>両社は、本会員等に係る本契約に基づく「登録情報および登録期間」表に定める信用情報を、両社が加盟する信用情報機関に提供します。これらの信用情報は、当該信用情報機関において「登録情報および登録期間」表に定める期間保有され、(3)に記載のとおり利用されます。</u> (3)<u>信用情報機関による信用情報の利用および加盟事業者に対する提供に関する同意</u> <u>本会員等は、両社が加盟する信用情報機関が、当該機関および提携信用情報機関の加盟事業者による本会員等の支払能力・返済能力の調査に資することを目的に、保有する信用情報を以下のとおり利用すること、および加盟事業者に提供することに同意します。</u> <u>①信用情報機関が保有する信用情報</u> <u>両社が加盟する信用情報機関は、下記の信用情報を保有します。</u> <u>ア. 上記(2)により、両社を含め、信用情報機関の加盟事業者から提供を受けた情報</u> <u>イ. 信用情報機関が収集したア.以外の情報</u> <u>ウ. 信用情報機関が、保有する信用情報に分析等の処理を行い算出した数値等の情報、その</u>

	<u>関連情報</u> <u>②信用情報機関による信用情報の利用</u> <u>両社が加盟する信用情報機関は、保有する信用情報を下記のとおり利用します。</u> <u>ア. 信用情報の確認、調査、名寄せ・合算、その他信用情報機関の業務を適切に実施するための処理</u> <u>イ. 信用情報の分析等の処理およびそれに基づく数値等の情報の算出</u> <u>③信用情報機関による加盟事業者に対する信用情報の提供</u> <u>両社が加盟する信用情報機関は、信用情報（①ア.イ.ウ.）を加盟事業者へ提供します。また、信用情報（①ア.）を、提携信用情報機関を通じてその加盟事業者へ提供します。</u> <u>(4)加盟個人信用情報機関に登録されている個人情報について、個人情報の正確性および最新性の維持、苦情処理、加盟会員に対する規制遵守状況のモニタリング等加盟個人信用情報機関における個人情報の保護と適正な利用確保のために必要な範囲において、加盟個人信用情報機関および当該機関の加盟会員は個人情報を相互に提供し、利用します。</u>
--	--

<両社が加盟する個人信用情報機関>

株式会社シー・アイ・シー（CIC）（貸金業法・割賦販売法に基づく指定信用情報機関）

〒160-8375 東京都新宿区西新宿 1-23-7 新宿ファーストウエスト 15 階

☎ 0120-810-414 <https://www.cic.co.jp/>

<ブランド会社が加盟する個人信用情報機関>

株式会社日本信用情報機構（JICC）（貸金業法に基づく指定信用情報機関）

〒110-0014 東京都台東区北上野一丁目 10 番 14 号 住友不動産上野ビル 5 号館

☎ 0570-055-955 <https://www.jicc.co.jp/>

※各個人信用情報機関の加盟資格、加盟会員企業名、登録される情報項目等の詳細は上記の各社開設のホームページをご覧ください。

<登録情報および登録期間>

	CIC	JICC
①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の番号、本人確認書類の記号番号等の本人情報	左記②③④⑤のいずれかの情報が登録されている期間	
②加盟個人信用情報機関を利用した日および本契約に係る申し込みの事実	当該利用日より 6 カ月間	当該利用日より 6 カ月以内
③入会年月日、利用可能枠、貸付残高、割賦残高、年間請求予定額等の本契約の内容および債務の支払いを延滞した事実、完済等のその返済状況	契約期間中および契約終了日（完済していない場合は完済日）から 5 年以内	契約継続中および契約終了日（完済していない場合は完済日）から 5 年以内

<両社が加盟する個人信用情報機関>

株式会社シー・アイ・シー（CIC）（貸金業法・割賦販売法に基づく指定信用情報機関）

☎ 0570-666-414 <https://www.cic.co.jp/>

※(株)シー・アイ・シーの加盟資格、加盟事業者名、信用情報の利用目的および利用方法、同社が実施する「クレジット・ガイダンス」については、上記の同社のホームページをご覧ください。

<三菱 UFJ ニコスが加盟する個人信用情報機関>

株式会社日本信用情報機構（JICC）（貸金業法に基づく指定信用情報機関）

☎ 0570-055-955 <https://www.jicc.co.jp/>

※各個人信用情報機関の加盟資格、加盟会員企業名、登録される情報項目等の詳細は上記の各社開設のホームページをご覧ください。

<登録情報および登録期間>

	CIC	JICC
①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の番号、本人確認書類の記号番号等の本人情報	左記②③④⑤のいずれかの情報が登録されている期間	
②加盟個人信用情報機関を利用した日および本契約に係る申し込みの事実 <u>（本人を特定するための情報および申し込みの事実）</u>	当該利用日より 6 カ月間	当該利用日より 6 カ月以内
③入会年月日、利用可能枠、貸付残高、割賦残高、年間請求予定額等の本契約の内容および債務の支払いを延滞した事実、完済等のその返済状況	契約期間中および契約終了日（完済していない場合は完済日）から 5 年以内	契約継続中および契約終了日（完済していない場合は完済日）から 5 年以内

④登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間
⑤本人確認資料の紛失、盗難等の本人申告情報	登録日より5年以内

※上表のうち、個人情報情報機関が独自に収集し、登録するものは、④⑤となります。

※上表の他、CIC および JICC については、支払い停止の抗弁の申出が行われていることが、その抗弁に関する調査期間中登録されます。

※上表の他、JICC については、延滞情報は延滞継続中、延滞解消の事実に係る情報は契約終了日から5年以内（入会年月日が2018年3月31日以前の場合は延滞解消日から1年以内）、および債権譲渡の事実に係る情報は債権譲渡日から1年以内が登録されます。

<当社またはブランド会社が加盟する個人情報情報機関が提携する個人情報情報機関>

全国銀行個人情報情報センター

☎ 03-3214-5020 <https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

※全国銀行個人情報情報センターは、主に金融機関とその関係会社等を会員とする個人情報情報機関です。全国銀行個人情報情報センターの加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、上記の全国銀行個人情報情報センター開設のホームページをご覧ください。

株式会社日本信用情報機構（JICC）（貸金業法に基づく指定信用情報機関）

〒110-0014 東京都台東区北上野一丁目10番14号 住友不動産上野ビル5号館

☎ 0570-055-955 <https://www.jicc.co.jp/>

④登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間
⑤本人確認資料の紛失、盗難等の本人申告情報	登録日より5年以内

※上表のうち、個人情報情報機関が独自に収集し、登録するものは、④⑤となります。

※上表の他、CIC および JICC については、支払い停止の抗弁の申出が行われていることが、その抗弁に関する調査期間中登録されます。

※上表の他、JICC については、延滞情報は延滞継続中、延滞解消の事実に係る情報は契約終了日から5年以内（入会年月日が2018年3月31日以前の場合は延滞解消日から1年以内）、および債権譲渡の事実に係る情報は債権譲渡日から1年以内が登録されます。

<当社または三菱 UFJ ニコスが加盟する個人情報情報機関が提携する個人情報情報機関>

全国銀行個人情報情報センター

☎ 03-3214-5020 <https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

※全国銀行個人情報情報センターは、主に金融機関とその関係会社等を会員とする個人情報情報機関です。

※全国銀行個人情報情報センターの加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、上記の全国銀行個人情報情報センター開設のホームページをご覧ください。

株式会社日本信用情報機構（JICC）（貸金業法に基づく指定信用情報機関）

☎ 0570-055-955 <https://www.jicc.co.jp/>

※㈱日本信用情報機構の加盟資格、加盟事業者名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。